

訪問支援のお知らせ

働き方改革を進める事業主のため、専門家が個別に訪問支援いたします！！

改正された労働基準法を含めた労働時間法制などについて、労務管理でお困りの事業場を訪問して相談に応じます。費用はかかりません（無料）。

- ★ 訪問支援は労基法に詳しい東京労働局の職員（「労働時間相談・支援班」）が伺います。希望される事業主の方は、裏面の「労働相談・支援個別訪問申込票」にてお申込み下さい。
- ★ 訪問支援は、中小企業を中心に、労働時間制度などの理解を深めて頂くために行います。
- ★ 監督署が行う監督指導ではありませんので、気軽にご利用下さい。

今、〇〇〇〇といった問題を抱えているのだけど、法律的にみて大丈夫なのかな？誰かのアドバイスがあればと思うんだけど。

労働時間を短くしたいのだけど、何か良い方法はないかな？今の会社に見合った労働時間制度はないかな？

これから36協定の内容ってどう変わるの？うちの会社は何か変えないといけないのかな？

《問合せ先》

青梅労働基準監督署 監督課（労働時間・相談支援班：江口・石川）

TEL：0428-28-0058 FAX：0428-23-4330

青梅労働基準監督署 監督課 宛

(FAX 番号：0428-23-4330)

労働相談・支援個別訪問申込票

申込日	令和 年 月 日 ()
事業場名	
所在地	
電話番号	
担当者名	
希望日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 * 訪問日時につきましては、事業主の方々の希望日時を踏まえて調整させて頂くことをご了解願います。なお、時間帯につきましては、①10:00~、②13:00~、③15:15~を基本に予定しております。 * 内容によりますが、訪問は1時間から2時間程度を目安としております。
相談内容 (今お困りの内容、知りたい内容など)	
備考	

受付者

()

- 当日は特に資料をご用意いただく必要はなく、こちらから提出を求めることもございません。相談内容に応じて、皆様にてご用意いただければと思います。
- 対象となる事業場は青梅労働基準監督署管内（青梅市、羽村市、福生市、あきる野市、西多摩郡）の事業場とさせていただきます。